

県単緊急農地防災事業実施要綱

平成29年 3月31日付け28農整第1026号
改正 令和2年 7月13日付け2農整第 429号

(趣旨)

第1 この要綱は、農地の保全及び農業用施設の維持、又は地域住民の生命・財産、公共施設等の安全を確保するため、緊急な必要がある場合に、予算の範囲内で県単緊急農地防災事業を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業の範囲)

第2 第1に規定する県単緊急農地防災事業は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 長野県地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、異常な豪雨、融雪、地震等によって必要を生じ、県が緊急に行う応急対策事業であって、国の補助を受けないで行うもの

ただし、災害危険区域内おける対象事業は、地すべり（農政部所管）、急傾斜地崩壊（土砂崩壊危険箇所）、ため池、湛水防除とする。

(2) 前号に掲げるもののほか、農地の保全及び農業用施設の維持のため、知事が特に必要と認めて県が緊急に行う応急対策事業であって、国の補助を受けないで行うもの

(事業実施の申請)

第3 県単緊急農地防災事業は、第2に規定する事業の実施を必要とする地域を区域とする市町村の長の申請に基づいて施行するものとする。

2 前項の規定による市町村長の申請は、当該地域の、土地の所有者及び土地に係る所有権以外の権利を有する者の承諾を得た上で、県単緊急農地防災事業施行申請書（別記様式）を、管轄する地域振興局長を経由して知事に提出して行うものとする。

3 前項の申請書の提出期限は、別に定める。

(事業実施の決定)

第4 知事は、第3に規定する申請書を受理したときは、速やかに、当該事業の実施の可否を決定して、その旨を申請者に通知するものとする。

(施設の帰属)

第5 第2の事業によって造成又は取得した工作物その他の施設は、その地域を区域とする市町村に帰属させるものとする。

(管理の義務)

第6 第5の規定により工作物その他の施設の帰属した市町村は、当該施設を善良に管理しなければならない。

(別記様式)

県単緊急農地防災事業施行申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 様

市町村長名

下記の地区について、県単緊急農地防災事業を施行していただきたいので、必要な書類を添えて申請します。

なお、実施決定の上は、県単緊急農地防災事業実施要綱の規定に基づく義務を忠実に遵守します。

記

地区名	
施行箇所	
事業費	円
事業内容	

添付書類

- 1 地区概要書（別紙1）
- 2 位置図
- 3 土地使用承諾書（別紙2）
- 4 写真
- 5 事業費内訳書
- 6 その他必要な資料

(注) 添付書類の3は、市町村が所有する土地については不要

(別紙1)

県単緊急農地防災事業 地区概要書

ふりがな 地区名		施行箇所					
区 分	<input type="radio"/> 地すべり	<input type="radio"/> 急傾斜崩壊	<input type="radio"/> ため池	<input type="radio"/> 湛水防除	<input type="radio"/> その他（一般）	台帳番号	
事業の 必要性・ 緊急性					標準断面図・ 構造図等		
事業 内容							
事業費	円						
工 期	年 月 ~ 年 月						

(別紙2)

土地 使 用 承 諾 書

県単緊急農地防災事業 地区の施行において、下記のとおり土地の使用を承諾します。

記

対象となる地籍	地目	土地使用期間	所有者（権利者）	
			氏名	印
		年 月 日から 年 月 日まで		

<土地使用承諾の条件>

- 1 使用の期間は、事業実施の都合により延期されても異議がないこと。
- 2 事業の施行によっては、協力を惜しまないこと。
- 3 事業実施上必要な土地の形質の変更又は毛上物の伐採若しくは除去に異議がないこと。
- 4 事業実施地域の土地に係る所有権、地上権その他の土地に付随する権利を売却又は譲渡する場合があっても、上記の義務は、買受人又は譲受人にこれを承継させること。